

(訟ろ-1)

平成17年10月14日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 園尾 隆司

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、民事訴訟記録、刑事訴訟記録、家事事件記録及び医療観察事件記録における記録目録及び丁数の取扱いについては、平成9年7月16日付け最高裁総三第77号事務総長通達「民事訴訟記録の編成について」、平成12年10月20日付け最高裁総三第128号事務総長通達「刑事訴訟記録の編成等について」、平成12年3月17日付け最高裁総三第37号事務総長通達「家事事件記録の編成について」及び平成17年7月12日付け最高裁総三第000221号事務総長通達「医療観察事件記録の編成について」の定めによっているところですが、これらの通達について別紙のとおり運用して差し支えありません。

については、この趣旨を裁判官及び裁判所書記官等の関係職員に周知してください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所からこの趣旨を連絡してください。

敬具

(別紙)

記録目録及び丁数の取扱いについて

1 平成9年7月16日付け最高裁総三第77号事務総長通達「民事訴訟記録の編成について」(以下「民事編成通達」という。)記2の(1)について

(1) 事件記録の他庁への送付

民事編成通達記2の(1)の「事件記録を他庁に送付する際」とは、事件記録を上訴審に送付する場合をいうものと解して差し支えない。

(2) 記録目録の作成

書証目録及び証人等目録の記載をもって記録目録の作成に代えて差し支えない。この場合においては、記録送付書(平成7年3月24日付け最高裁総三第14号総務局長通達「事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて」記第2の1)に「書証目録及び証人等目録の記載をもって記録目録の作成に代える」旨を記載するものとする。

(3) 丁数の付し方

ア 「総審級の通し丁数」の付し方については、次のいずれかの方法によることも差し支えない。

(ア) 各群の冒頭につづられている書類の初葉にのみ「総審級の通し丁数」を付した上、その枝番号として、各群ごとの丁数を下部余白の右側に付する。ただし、第2分類の書証群については、甲、乙、丙等の各号証の冒頭につづられている書類の初葉にのみ「総審級の通し丁数」を付した上、枝番号として、各号証ごとの丁数を下部余白の右側に付することも差し支えない。

(イ) 事件記録を分冊した場合、各分冊の冒頭につづられている書類の初葉にのみ「総審級の通し丁数」を付した上、枝番号として、各分冊ごとの丁数を下部余白の右側に付する。

イ ページ数が付されている書類については、当該書類の初葉(書類を袋等に入れて事件記録につづる場合は、その袋等)にのみ丁数を付することで足り

る。

2 平成12年10月20日付け最高裁総三第128号事務総長通達「刑事訴訟記録の編成等について」(以下「刑事編成通達」という。) 記第3について

(1) 記録目録の作成

証拠等関係カードの記載をもって記録目録の作成に代えて差し支えない。この場合においては、証拠等関係カードの「編てつ箇所」欄に丁数を記載し、記録送付書に「証拠等関係カードの記載をもって記録目録の作成に代える」旨を記載するものとする。

(2) 丁数を付する場合

刑事編成通達上、丁数を付する場合について特段の定めはないが、これを事件記録を上訴審に送付する場合及び第1回公判期日開始後の被併合事件記録を他庁に送付する場合と解して差し支えない。

(3) 丁数の付し方

「総審級の通し丁数」の付し方については、刑事編成通達記第3の2ただし書による方法(第2分類の証拠書類群及び公判調書(供述)群又は証拠群における群別丁数の取扱い)によるほか、事件記録を分冊した場合、各分冊の冒頭につづられている書類の初葉にのみ「総審級の通し丁数」を付した上、枝番号として、各分冊ごとの丁数を下部余白の右側に付することも差し支えない。

3 平成12年3月17日付け最高裁総三第37号事務総長通達「家事事件記録の編成について」(以下「家事編成通達」という。) 記第2の2の(1)のイ、(2)、記第3の2の(1)、(2)について

(1) 遺産の分割に関する処分の申立事件及び寄与分を定める処分の申立事件について

ア 記録目録の作成

書証目録及び証人等目録の記載をもって記録目録の作成に代えて差し支えない。この場合においては、記録送付書に「書証目録及び証人等目録の記載

をもって記録目録の作成に代える」旨を記載するものとする。

イ 丁数を付する場合

家事編成通達上、丁数を付する場合について特段の定めはないが、これを事件記録を上訴審に送付する場合と解して差し支えない。

ウ 丁数の付し方

(ア) 丁数の付し方については、次のいずれかの方法によることも差し支えない。

a 各群の冒頭につづられている書類の初葉にのみ各事件記録ごとに一連の丁数を付した上、その枝番号として、各群ごとの丁数を下部余白の右側に付する。ただし、第2分類の書証群については、A号証、B号証及びC号証の冒頭につづられている書類の初葉にのみ各事件記録ごとに一連の丁数を付した上、その枝番号として、各号証ごとの丁数を下部余白の右側に付することも差し支えない。

b 事件記録を分冊した場合、各分冊の冒頭につづられている書類の初葉にのみ各事件記録ごとに一連の丁数を付した上、その枝番号として、各分冊ごとの丁数を下部余白の右側に付する。

(イ) ページ数が付されている書類については、当該書類の初葉（書類を袋等に入れて事件記録につづる場合は、その袋等）にのみ丁数を付することで足りる。

エ 書証目録等の丁数欄の記載

書証目録及び証人等目録の丁数欄の記載は、上訴があり、担当裁判官が事件の内容及び記録の実状にかんがみて特に必要があると認めて指示をした場合に行うものとする。

(2) その他の事件について

上訴があり、担当裁判官が、事件の内容及び記録の実状にかんがみて特に必要があると認めて指示した場合に、記録目録を作成し、丁数を付するものと

する。

なお、丁数を付する場合には、前記(1)のウの例によることで差し支えない。

4 平成17年7月12日付け最高裁総三第000221号事務総長通達「医療観察事件記録の編成について」（以下「医療観察編成通達」という。）記第2の2の(1)のイ、(2)、第3の2の(1)、(2)について

(1) 記録目録の作成

4分方式により編成された事件記録については、資料目録及び証人等目録の記載をもって記録目録の作成に代えて差し支えない。この場合においては、記録送付書に「資料目録及び証人等目録の記載をもって記録目録に代える」旨の記載をするものとする。

(2) 丁数を付する場合

医療観察編成通達上、丁数を付する場合について特段の定めはないが、これを事件記録を上訴審に送付する場合と解して差し支えない。

(3) 丁数の付し方

「総審級の通し丁数」の付し方については、医療観察編成通達記第2の2の(2)のただし書による方法（第2分類の資料群、審判調書（供述）群及び鑑定書群における群別丁数の取扱い）によるほか、事件記録を分冊した場合、各分冊の冒頭につづられている書類の初葉にのみ「総審級の通し丁数」を付した上、枝番号として、各分冊ごとの丁数を下部余白の右側に付する方法によることも差し支えない。